

令和2年6月1日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

**民間競争入札実施事業
「管財業務」（日本原子力研究開発機構）の評価について（案）**

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第7条第8項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
事業概要	日本原子力研究開発機構における茨城県内の各拠点（本部、原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究所）の共通消耗品の管理、原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所の物品運搬、原子力科学研究所の宅配便の運送管理等に関する業務を実施するもの。
実施期間	平成30年7月1日～令和3年3月31日（2年9か月）
受託事業者	株式会社原子力セキュリティサービス
契約金額（税抜）	47,850,000円（単年度当たり：17,400,000円）
入札の状況	3者応札（説明会参加=1者／予定価内=2者）
事業の目的	本事業は、発注状況を監視し発注漏れや誤発注等を防止するとともに、的確に物品を運搬することによって、日本原子力研究開発機構の業務を円滑化することを目的とする。
選定の経緯	報道（平成27年12月）を発端として、監理委員会として機構の契約状況等を確認していた過程において、機構から自主的に選定された。

II 評価

1 概要

終了プロセスに移行することが適当である。

2 検討

(1) 評価方法について

日本原子力研究開発機構から提出された平成30年7月から令和2年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びそ

の前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容							
確保されるべき質の達成状況	<p>以下のとおり、適切に履行されている</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確保されるべき水準</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通消耗品管理システムにより、発注状況を監視し、発注漏れや誤発注等が生じていないこと。</td> <td>適 発注漏れ、誤発注等の発生件数：0件</td> </tr> <tr> <td>運送計画に基づき、的確に物品等の運搬を行うこととし、日時違い、運搬物品違い、搬入場所違いが生じていないこと。</td> <td>適 日時違い、運搬物品違い、搬入場所違い発生件数：0件</td> </tr> </tbody> </table>		確保されるべき水準	評価	共通消耗品管理システムにより、発注状況を監視し、発注漏れや誤発注等が生じていないこと。	適 発注漏れ、誤発注等の発生件数：0件	運送計画に基づき、的確に物品等の運搬を行うこととし、日時違い、運搬物品違い、搬入場所違いが生じていないこと。	適 日時違い、運搬物品違い、搬入場所違い発生件数：0件
確保されるべき水準	評価							
共通消耗品管理システムにより、発注状況を監視し、発注漏れや誤発注等が生じていないこと。	適 発注漏れ、誤発注等の発生件数：0件							
運送計画に基づき、的確に物品等の運搬を行うこととし、日時違い、運搬物品違い、搬入場所違いが生じていないこと。	適 日時違い、運搬物品違い、搬入場所違い発生件数：0件							
民間事業者からの改善提案	<ul style="list-style-type: none"> ○共通消耗品管理システムに納入遅延等の情報等を適宜掲載することにより利用者の利便性向上を図った。 ○荷下ろし作業のエリアを容易に識別できるようカラーコーン等を設置し、作業中の事故の回避に努めた。 ○宅配便の運送管理業務において、帳票の改善を行い、誤記入の防止を図った。 							

(3) 実施経費（税抜）

実施経費は、従来経費と比較して約 5.84%（年 1,080,000 円）減少した。

従来経費	単年度当たり：18,480,000 円 (①) =60,060,000 円（3年3か月）÷39か月×12か月
実施経費	単年度当たり：17,400,000 円 (②) =47,850,000 円（2年9か月）÷33か月×12か月
増減額	1,080,000 円減 (①-②)
増減率	約 5.84%減 ((①-②) ÷①)
民間事業者からの改善提案	—

(4) 選定の際の課題に対応する改善

課題	報道において日本原子力研究開発機構の関係法人による落札が問題とさ
----	----------------------------------

	れたところ、日本原子力研究開発機構は、各法人との関係を既に解消している上、他の事業者も入札しており、競争性は改善されたものといえる。
--	--

(5) 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、平成30年度、平成31年度とも全て目標を達成していると評価できる。

また、民間事業者の改善提案により、帳票の改善、搬送作業の安全確保及び請求者へのシステム上での情報提供等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費についても、1,080,000円（約5.84%）減少しており一定の効果があつたものと評価でき、公共サービスの質の維持向上と合わせて、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。また、今後は、日本原子力研究開発機構に設置している外部有識者で構成される契約監視委員会において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されている。

(6) 今後の方針

本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）II. 1. (1) の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられる。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、日本原子力研究開発機構が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

令和2年5月13日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

民間競争入札実施事業
管財業務に係る業務請負の実施状況について

1. 事業の概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の管財業務請負については、平成30年度契約から「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」の公共サービス改革基本方針に従った競争入札を実施し、現在、1期目の事業として進行中である。

（1）業務内容

本件業務は、機構における茨城県内の各拠点（本部、原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究所）の共通消耗品の管理、原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所の物品運搬、原子力科学研究所の宅配便の運送管理等に関する業務を実施するものである。

（2）契約期間

平成30年7月1日～令和3年3月31日（2年9か月）

（3）請負者

株式会社原子力セキュリティサービス

（4）実施状況評価期間

平成30年7月1日～令和2年3月31日（1年9か月）

（5）契約金額

47,850,000円（税抜）

（6）契約相手方決定の経緯

1) 入札スケジュール等

①当初入札（1回目）

- | | |
|----------|--|
| ・入札の方式 | 最低価格落札方式 |
| ・入札公告 | 平成29年12月11日 |
| ・入札説明会 | 平成29年12月21日（東京開催）
平成29年12月22日（茨城開催） |
| ・提案書提出期限 | 平成30年1月19日 |
| ・開札 | 平成30年2月7日 |
| ・入札参加者 | 2者 |

②再度公告入札（2回目）

- ・入札の方式 最低価格落札方式
- ・入札公告 平成30年3月1日
- ・入札説明会 平成30年3月26日（東京開催）
平成30年3月27日（茨城開催）
- ・提案書提出期限 平成30年4月3日
- ・開札 平成30年4月23日
- ・入札参加者 3者

2) 経緯

本業務の民間競争入札については、上記1)①の日程で、入札参加資格を有する2者により実施したところ、複数回の入札を行っても予定価格の制限に達した価格の入札がなかったため、不落隨契に切り替え交渉を行ったが合意に達せず不調となった。

このため、実施期間の見直しを行い、入札実施要項案を官民競争入札等監理委員会（平成30年2月21日）に付議した上で、上記1)②の日程で、再度公告入札を実施した。結果、最低価格を提示した株式会社原子力セキュリティサービスを落札者として決定した。

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況

確保されるべき公共サービスの質として設定された「業務の内容」の実施状況は以下のとおりである。いずれの指標等についてもサービスの質は設定どおり確保されている。

評価事項	測定指標	評価
業務の内容	管財業務仕様書に定める以下の業務を実施すること。 ① 共通消耗品の管理業務 ・共通消耗品管理システムにより、発注状況を監視し、発注漏れや誤発注等が生じていないこと。 ② 物品の運搬業務 ・運送計画に基づき、的確に物品等の運搬を行うこととし、日時違い、運搬物品違い、搬出入場所違いが生じてないこと。	業務日報及び業務月報による業務内容を確認したところ、各業務が適切に実施されており、すべてのサービスに対する質は確保されている。 ① 発注漏れ・誤発注等の発生件数 0 件 ② 日時違い、運搬物品違い、搬出入場所違いの発生件数 0 件

3. 実施経費の状況及び評価（金額は全て税抜）

(1) 従来の実施経費との比較

- ・今回（平成30年7月1日から令和3年3月31日までの2年9か月契約）

実施経費：47,850,000円

単年度当たり： $47,850,000\text{円} \div 33\text{か月} \times 12\text{か月} = 17,400,000\text{円} \cdots \textcircled{1}$

- ・導入前（平成27年4月1日から平成30年6月30日までの3年3か月契約）

従来経費：60,060,000円

単年度当たり： $60,060,000\text{円} \div 39\text{か月} \times 12\text{か月} = 18,480,000\text{円} \cdots \textcircled{2}$

節減額： $\textcircled{2} - \textcircled{1} = \text{単年度当たり } 1,080,000\text{円}$ 節減率：約5.84%

(2) 評価

市場化テスト以前の経費と比較すると、約5.84%（単年度当たり1,080,000円）減少しており、大きな削減効果があった。また、近年の人員費単価が上昇していることを考慮すると、更なる削減効果があったと考える。

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

(1) 共通消耗品の管理業務において、共通消耗品システムから発注できる品目に対し、メーカー側の販売終了等による取扱中止や流通状態に応じた納入遅延等の情報等を適宜掲載することで、請求者の利便性向上を図った。

(2) 物品の運搬業務において、車両への積み込みや荷下ろし等といった作業エリアが容易に識別できるようにカラーコーンや案内標識等を設け、周囲に立入を制限していることや注意を促すことで、作業中の事故・トラブルの回避・低減に努めた。

(3) 施設（現場）で発生した不用品及び撤去品（鉄くず）は、原子力科学研究所構内の二つの置場に分けて運搬・搬入している。運搬・搬入に際し、運搬物等の形状や搬入状況等を写真に収めデータ整理を行ったことで、管財課が鉄くず売却処分の手続きを執り行う際の処分品内訳確認をスムーズに進めることができた。

また、撤去品等置場の一つは近隣施設（原子炉）の特有な事情から一部の搬入品に対し施設側による固縛対応が必要となる。そこで、事業者において運搬搬入時に搬入品の形状や寸法等といった固縛要因を見極めながら、それぞれの置場へ振分け搬入を行った。その結果、施設側における固縛作業の負担軽減のみならず管財課における売却処分手続きの迅速化といった業務遂行の効率化に貢献した。

(4) 宅配便の運送管理業務において、帳票の改善を行い、記入ミス率を低減

させるとともに、帳票を作成する者からの質問等の問い合わせがなくなったことにより利便性の向上を図った。

5. 全体的な評価

- (1) 平成30年7月1日から令和2年3月31日までの管財業務において、
共通消耗品の管理業務については、発注漏れや誤発注は発生していない。
また、物品の運搬業務については、実施日時違い、運搬物品違い、搬出入場
所違いは発生しておらず、かつ道路交通法等関係法令及び原子力科学研究所
構内車両通行規則等の所内規程等を遵守し、車両使用及び作業中事故やトラ
ブルは発生していない。
さらに、宅配便の運送管理業務及びその他付随する業務に関しても、実施漏
れはなく、設定したサービスの質は確保できているものと評価できる。
- (2) 本業務の遂行に起因して、作業依頼元の業務に支障を与えるような重大な
クレームは発生していない。
- (3) 以上のように実施要項において設定したサービスの質は確保されており、
管財業務を受注者の裁量と責任において実施し、業務を完了するという目的
は、達成しているものと評価できる。

6. 今後の事業

- (1) 本事業の市場化テストは1期目であり、事業全体を通した実施状況は以
下のとおりである。
- ①実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る
法令違反行為等を行った事案はなかった。
- ②機構には、監事及び外部有識者（公認会計士、弁護士等）で構成され、契
約の点検・見直し等を行う「契約監視委員会」が設置されており、その枠
組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っている。
- ③本事業入札においては、新たに応札した2者を含め、3者からの応札があ
り、競争性は確保されていた。
- ④対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達
成していた。
- ⑤市場化テスト導入前と比較し、人件費高騰などの外部要因がある中で、单
年度当たり1,080,000円（約5.84%）の減少となっており、大きな経費節減
効果があった。
- (2) 上述のとおり、全体において良好な実施結果を得られていることから、
次期事業においては「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する
指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）に基づき、市場
化テストを終了し、当機構の責任において実施したい。

(3) なお、市場化テスト終了後においても、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、評価委員会等第三者チェック機能を維持し、引き継ぎ法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてまいりたい。

以上